

【参考】:同族基準(資本関係又は人的関係)

1 資本関係

- (1) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)の関係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係

- (1) 一方の会社の代表権を有する者又は役員(持株会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役及び法人格のある各種組合の理事をいう。ただし、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下「役員等」という。)が他方の会社の役員等を現に兼ねている場合(一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。)
 - (2) 一方の会社の役員等が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と夫婦関係にある場合
 - (4) 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一の住所地(同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。)に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある場合
- ※ 詳細は、会社法施行規則第3条

3 参考

会社法【抜粋】

(子会社の定義) 第2条第3号

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令(※1)で定めるものをいう。

※1 法務省令 ⇒ 会社法施行規則第3条第1項

(親会社の定義) 第2条第4号

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令(※2)で定めるものをいう。

※2 法務省令 ⇒ 会社法施行規則第3条第2項

4 例

I 「親会社」又は「子会社」の関係にあるとは、次のような場合です。

- (1) 一方の会社A^{※1、※2}が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係

A 社 (親会社)

B社は、A社の子会社の関係にある者に該当します。



B 社 (子会社)

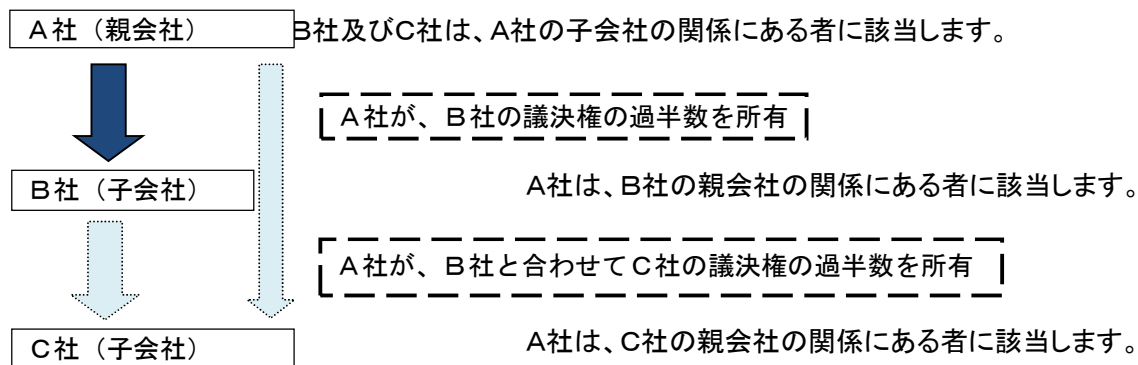
A 社が B 社の議決権
の過半数を所有

A社は、B社の親会社の関係にある者に該当します。

※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

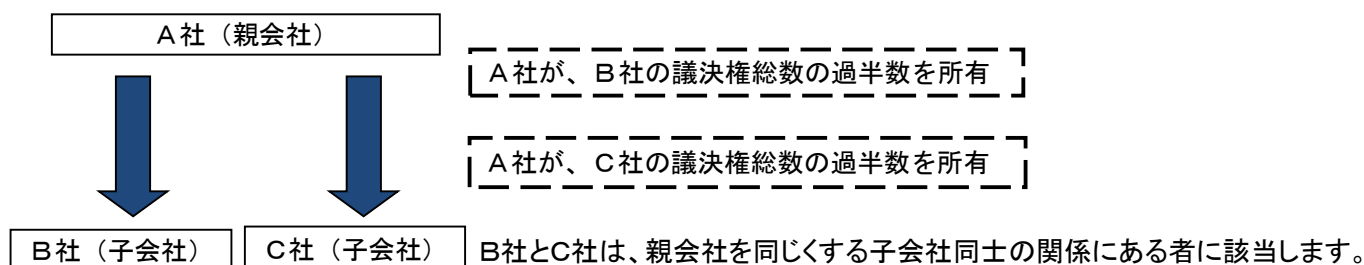
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含みます。)を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係



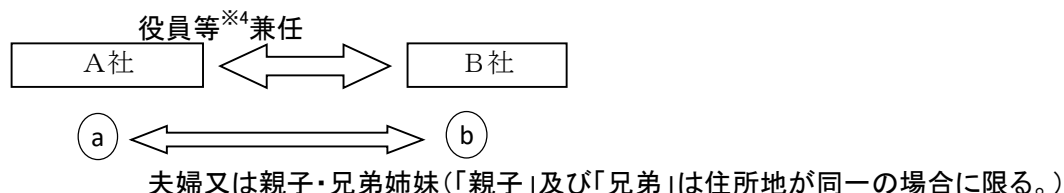
II 「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合です。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社^{※3}である場合におけるB社とC社の関係



※3 市の競争入札参加資格の有無及び法人格の有無を問いません。

III 「人的関係」のある者とは、次のような場合です。



※4 「役員等」とは、次に掲げる者を言い、監査役、会計参与及び執行役員は役員等に該当しません。

- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
- ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
- オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主